

産業廃棄物処理業の事業の範囲を記載した書類			
1 事業の区分 (次のいずれかに○印等を記載すること。)			
収集運搬 (下欄のどちらかに○印)	中間処理 (中間処理の場合は, 下欄に処理方法を記載)	最終処分	
積替え・保管を (<u>含む</u> ・ 含まない)			
2 産業廃棄物の種類 (許可申請する産業廃棄物についてのみ○印を付けること。)			
産業廃棄物の種類	新規 現行	変更 追加	備考
1 燃え殻 (判定基準に適合しないものを除く。)			
2 汚泥 (判定基準に適合しないものを除く。)	○		
3 廃油			
4 廃酸			
5 廃アルカリ			
6 廃プラスチック類	○		
	○		
	○		
7 紙くず	○		
8 木くず	○		
9 繊維くず	○		
10 動植物性残さ			
11 動物系固形不要物			
12 ゴムくず	○		
13 金属くず	○		
	○		
	○		
14 ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず	○		
	○		
	○		
	○		
15 鋳さい			
16 がれき類			
17 動物のふん尿			
18 動物の死体			
19 ばいじん (判定基準に適合しないものを除く。)			
20 産業廃棄物処理物			
21 輸入された廃棄物			
上記のうち	石綿含有産業廃棄物を含む		
	水銀使用製品産業廃棄物を含む		
	水銀含有ばいじん等を含む		

注 1 これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。
 2 新規又は更新申請は, 申請を行うもの又は現に許可を受けているものに「新規現行」欄へ○印を付ける。
 3 変更許可申請は, 現に許可を受けているものについて「新規現行」欄に, 追加申請するものについて「変更追加」欄に, それぞれ○印を付ける。
 4 収集運搬は積替え保管を含む・含まない別に, 処分業は処分方法別に, 別葉で作成する。